



2017年6月10日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役社長 綱川 智  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 広報・IR部長  
長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

米国原子力発電所建設プロジェクトに係る当社親会社保証に関する  
米国電力会社（米国ジョージア電力社他）との合意について

当社は、2017年6月9日（米国東部時間）に、米国ジョージア電力社他（注1、以下、サザン電力）と、ウェスチングハウス社（以下、WEC）の新型原子炉「AP1000」2基の建設プロジェクト（ボーグル3号機、4号機）に関する当社親会社保証について、サザン電力に3,680百万米ドル（4,129億円）を2017年10月から2021年1月までの間に分割にて支払っていくことで、合意書を締結しましたのでお知らせします。なお、当社が2017年5月15日付で公表した「2016年度通期業績見通し」には、本合意による想定影響額を織込み済みであり、今回合意による追加の業績影響はありません。

当社は、2008年にWECが2基のAP1000原子炉建設プロジェクトを受注した際、サザン電力と親会社保証契約を締結しておりましたが、今回、サザン電力と、当社保証上限の金額、及び当該金額の支払いスケジュールについて合意したものです。

本合意に伴い、当社の保証責任は今回合意した金額（以下、保証上限額）を上限として固定され、親会社保証にかかる追加での費用負担を遮断したこととなります。そしてサザン電力とは、今後、プロジェクトコストの増加等の如何なる事情を問わず、保証上限額以外の建設プロジェクト関連費用を当社に請求しないことを合意しております。

保証上限額は、当社の2017年5月15日付「2016年度通期業績見通し」にて公表の親会社保証引当金および貸倒引当金約9,800億円（注2）に織り込んでいたものです。なお、今回合意した保証上限額は、実際の工事費用が当該金額よりも低く抑えられた場合に、当社はその差額の一部の返金を受けるものであること、当社とサザン電力が、WEC等の米国連

邦倒産法第 11 章に基づく再生手続（以下、WEC 再生手続）について協調していくこと、また、サザン電力が、WEC 再生手続において WEC の債権者として回収しえた額は当社保証上限金額に充当されることでも合意しております。

当社は、現在、米国サウスカロライナ電力&ガス社他（注 3）とも、同じく WEC「AP1000」2 基（V.C サマー 2 号機、3 号機）の建設プロジェクトに関する発生費用についての当社保証に関して、保証上限金額及び分割支払いスケジュールについて交渉を継続しており、米国原子力発電所建設プロジェクトの残る 2 基に係る親会社保証に基づく支払上限額の確定も目指しております。開示すべき事項が発生しましたら速やかにお知らせいたします。

（注 1：ジョージア電力社はサザン電力社の 100%子会社。他オーナーはオグルソープ電力社、ジョージア州電力公社及びジョージア州ダルトン市）

（注 2：うち親会社保証引当金は、主に 4 基の米国原子力発電所建設プロジェクトに係る分を含む 6,700 億円）

（注 3：サウスカロライナ電力&ガス社は米国スキャナ電力社の 100%子会社。他オーナーはサウスカロライナ州公共サービス機関）

以 上